

## 岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針

### 第1 趣旨

この指針は、岡山市内に設置される浄化槽（浄化槽法に規定されるものをいう。以下同じ。）について、浄化槽法及び建築基準法並びにこれらに基づく命令並びに「浄化槽の構造基準・同解説（（一財）日本建築センター）」の外に、浄化槽の適正な維持管理の観点から行う必要がある指導の事項を定めるものである。

### 第2 基本的事項

#### 1 設置基数

浄化槽は、一の敷地（1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地）において1基とすること。ただし、次に掲げる事項を適用する場合には、この限りでない。

ア 敷地、建築物等の状況から1基とすることが困難であり、負荷の偏りがない場合には、必要最小限の範囲においてその数を増すことができる。

イ 建築基準法上複数の敷地にある複数の建築物において、維持管理上の責任体制が明確である場合には、これらをまとめて1基で処理することができる。

#### 2 処理性能

浄化槽の処理性能は、放流水（浄化槽により処理された後に浄化槽外へ流出する水をいう。以下同じ。）について浄化槽法及び建築基準法並びにこれらに基づく命令等並びに岡山市浄化槽水質管理実施要綱に規定する水質に係る基準に適合するものであること。

### 第3 放流水の放流先に関する事項

1 浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。

2 浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。

### 第4 設置の場所等に関する事項

1 浄化槽の設置の場所には、浄化槽の保守点検並びに清掃及び清掃に伴う汚泥の搬出（以下「保守点検等」という。）を行うために必要な場所を確保すること。

2 浄化槽を地下に埋設する場合には、マンホール上部のかさ上げを30cm以内とすること。ただし、次に掲げるいずれかの措置を講ずる場合には、この限りでない。

ア 浄化槽の上部に、保守点検等に支障のない空間を有するピット構造を設ける場合。

- イ 処理対象人員が5人以上であって、保守点検等に支障がない構造とする場合。
- 3 浄化槽を地上に設置する場合には、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 保守点検等に必要なしご、ステップ等を設けること。この場合、はしご、ステップ等は、保守点検等を行う者その他関係の者（以下「作業等」という。）の昇降が安全な構造とすること。
  - イ 浄化槽本体の上部に、作業等の危険防止のための防護柵を設けること。

## 第5 浄化槽本体に関する事項

### 1 マンホール

- (1) 消毒設備の上部に設けるマンホールは、グレーチング構造とすること。
- (2) (1)によるグレーチング構造のマンホールには、ごみ及び虫の侵入を防止するため、耐食性の金網を設けること。

### 2 送風設備

- (1) 散気管、逆洗管等の空気配管及び空気配管のバルブは、用途の表示、用途別の色分等により用途を明確にすること。
- (2) ばっ気槽、接触ばっ気槽等の散気装置については、各槽ごとに空気量を調整できる構造とすること。
- (3) 送風機については、運転時間を調整できるタイマーを設けること。ただし、送風を停止することにより、機能に影響が生じる浄化槽の場合には、この限りでない。
- (4) 送風機の構造及び設置の場所は、故障時に早期の発見が可能であり、かつ保守点検、修理及び交換が容易なものとする。

### 3 移流管

- (1) 用途及び移流の方向を表示することにより用途及び移流の方向を明確にすること。
- (2) 移送する汚水又は汚泥を視認できる構造とすること。
- (3) 沈殿槽の汚泥を引き抜くための電磁弁等を設置する場合には、当該電磁弁等が故障した場合に対応できるようバイパスを設けること。

### 4 昇降用設備

槽内に、作業等が立ち入り、又は足を踏み入れる必要がある場合には、保守点検等が容易かつ安全に行えるよう必要なタラップその他の昇降用設備を設けること。

### 5 スクリーン

スクリーンを設ける場合には、スクリーンかすの受けかごを設ける等スクリーンかすを容易に処理することができる措置を講ずること。

### 6 ポンプ稼働時間積算計

放流水の量を把握するため、次のいずれかの措置を講ずること。ただし、別に放流水の流量計を設ける場合その他水道使用量等により放流水の量が把握できる体制が整備される場合には、この限りでない。

ア 放流ポンプにより放流水を放流する場合には、放流ポンプに稼働時間積算計を設けること。

イ 放流ポンプによる放流水の放流を行わない場合であって、流量調整槽を設置する場合には、流量調整槽からの移流ポンプに稼働時間積算計を設けること。

## 7 消毒装置

(1) 消毒装置は、消毒剤の溶解量を調節でき、かつ消毒装置内の消毒剤の残存量を確認できる構造とすること。

(2) 消毒装置は、時間的及び季節的な処理水の水量及び気候の変動がある場合にあっても、消毒が確実に行われるものとする。

## 第6 付帯設備に関する事項

### 1 建築物

機械室、上屋等作業等が立ち入る建築物を設ける場合には、保守点検等への支障及び作業等労働安全衛生上の支障が生じないよう必要な照明設備及び換気設備を設けること。

### 2 機械室及び配電盤

機械室及び配電盤を設ける場合には、浄化槽本体又はその周辺に設けること。

### 3 警報設備

(1) 異常な水位の発生、処理機能に支障がある機械設備の故障等が生じた場合に、ただちに浄化槽管理者等に通報することができる警報設備を設ける等警報体制を整備すること。

(2) 警報設備（第6の6の(2)及び7の(2)による警報設備を含む。）を設ける場合、警報設備の通報先は、浄化槽管理者等関係者が速やかに確認できる事務所等及び浄化槽本体又はその周辺であって外部から速やかに確認できる場所の2か所に設けること。ただし、これらの場所に設置できない相当の理由がある場合には、この限りでない。

### 4 給水装置

浄化槽本体又は浄化槽の周辺に保守点検等に容易に使用することができる給水装置を設けること。ただし、保守点検等に支障のない給水が可能な場合はこの限りでない。

### 5 安全対策

浄化槽にみだりに人が立ち入ることができないよう囲障若しくは上屋を設け、又はマンホールに容易に開閉できない措置を講ずること。

### 6 流入管きよ

(1) 流入管きよに十分な勾配が確保できない場合には、流入管きよ中の適当な場所に流入水の中継設備を設けること。この場合、中継設備は、中継用ポンプ設備を設ける等流入水の逆流及び流入管きよ以外への流出が生じないものとする。

- (2) (1) による中継用ポンプ設備には、予備ポンプ及び警報設備を設けること。ただし、処理対象人員が50人以下の浄化槽については、予備ポンプを設ける場合には警報設備を設ける必要はないこと。

## 7 放流管きょ

- (1) 放流管きょに十分な勾配が確保できない場合及び浄化槽の設置場所、放流先の状態等により放流先からの水の逆流のおそれがある場合には、放流管きょ中の適当な場所に放流水の中継設備を設けること。この場合、中継設備は、中継用ポンプ設備を設ける等放流水等の浄化槽本体への流入が生じないものとする。
- (2) (1) による中継用ポンプ設備には、予備ポンプ又はバイパス及び警報設備を設けること。ただし、処理対象人員が50人以下の浄化槽については、予備ポンプを設ける場合には警報設備を設ける必要はないこと。

## 8 升

- (1) 升の内径は、15cm以上とすること。
- (2) (1) にかかわらず、台所から排出される汚水を最初に受ける升の内径は、30cm以上とすること。なお、本管きょ（流入管きょのうち導入管きょを除くものをいう。）の各始点（浄化槽から最も遠い所をいう。）に設ける升及び流入管きょの終点に設ける升の内径についても、30cm以上とすることが望ましい。
- (3) 台所から排出される汚水を最初に受ける升には、他の箇所から排出される汚水を流入させないこと。
- (4) 台所から排出される汚水を最初に受ける升は、第6の10の(2)の場合を除き、油水分離ができる構造とすること。
- (5) 各所（便所を除く。）から排出される汚水を最初に受ける升は、他に同様の機能がある場合を除き、臭気及び衛生害虫の移動を防止できる構造とすること。

## 9 油脂分離装置

- (1) 浄化槽に流入する汚水に多量の油脂類を含む可能性がある場合には、当該汚水を受ける流入管きょに、当該油脂類を除去するための油脂分離装置を設けること。
- (2) (1) による油脂分離装置を設ける場合には、汚水の量、油脂類の量等を勘案し、適切な規模のものを設けること。

## 10 生ごみ処理装置

- (1) 生ごみを粉碎し、水とともに流す装置（以下「生ごみ処理装置」という。）を浄化槽（生ごみ処理装置に対応した機能を有するものを除く。）に接続しないこと。
- (2) 生ごみ処理装置を浄化槽（生ごみ処理装置に対応した機能を有するものに限る。）に接続する場合には、生ごみ処理装置からの汚水に係る流入管きょは、勾配を通常のものより大きくするとともに、生ごみ処理装置から浄化槽に流入するまでの間に設置される升は、生ごみが流れやすい構造とすること。

## 11 標示板

浄化槽本体又は浄化槽の周縁であって外部から容易に確認できる場所に次の事項を明記した標示板を掲げること。

- ア 設計及び施工業者の名称
- イ 浄化槽の型式、処理対象人員及び処理能力
- ウ 処理のフロー
- エ 設置又は使用開始の年月
- オ 流入水の水量及び水質並びに放流水の水量及び水質
- カ 浄化槽管理者及び浄化槽保守点検業者の名称及び連絡先
- キ その他維持管理上必要と考えられる事項

## 第7 適用の除外

処理対象人員が50人以下の浄化槽にあつては、第5の1、2（（2）及び（3）に限る。）、3（（2）に限る。）、6及び7（（1）に限る。）並びに第6の3（（1）に限る。）及び11の事項は適用しない。

### 附 則

- 1 この指針は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現に浄化槽法第5条第1項の規定による届出がされている浄化槽又はこの指針の施行の際現に浄化槽の設置若しくはその構造若しくは規模の変更につき建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けている浄化槽のうち適正な維持管理の観点から支障のないものと認められる浄化槽については、この指針に適合している浄化槽とみなす。

### 附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。